

# ニトリパブリック 海外募集型企画旅行条件書

お申し込みの際には、必ずこのご旅行条件書をお読みください。

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める旅行取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、株式会社ニトリパブリック（北海道札幌市北区新琴似7条1丁目2-39、観光局長官登録旅行業第1952号 以下「当社」といいます）が企画および募集し実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 旅行契約の内容・条件は、募集広告・パンフレット（以下「パンフレット等」といいます）旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます）および当社旅行契約書の募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）等によりします。
- (3) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるよう手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行のお申込み

- (1) 当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、下記申込金を添えてお申込みいただけます。申込金は旅行代金の一部として取り扱います。
- (2) 当社は電話、郵便およびファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付けております。この場合でも当社は申込金を「お預かり金」として受付けます。ただし、当社が予約可能となつた旨を通知する前にお客様よりキャンセル時の解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該お預かり金を全額払い戻します。
- (3) 申込金は「お支払い対象旅行代金」、「取消料」、「違約金」のそれぞれに一部または全部として取り扱います。また第5項に定めた旅行契約成立前に、お客様がお申込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払い戻します。

申込金(おひとり)
旅行代金の20%以上旅行代金まで

※ただし、特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めることとなります。

- (4) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社は、お客様の承諾を得てキャンセル待ちとして登録し、予約可能となるよう手配努力をすることがあります。この場合でも当社は申込金を「お預かり金」として受付けます。ただし、当社が予約可能となつた旨を通知する前にお客様よりキャンセル時の解除のお申出があった場合、または結果として予約ができなかった場合は、当社は当該お預かり金を全額払い戻します。

## 3. 団体・グループ契約

- (1) 当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- (2) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出していただきます。
- (3) 当社は、契約責任者が構成者に対して理に負い、または将来あることが予測される債務または義務については、何ら責任を負うものではありません。
- (4) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始において、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

## 4. 申込条件

- (1) 20歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者の同行を条件とさせていただきます場合があります。
- (2) 特別のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで、特別な配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申込み時にお申出ください。当社は可能なかつ合理的な範囲内まで対応いたしますが、医師の健康診断書を提出していただく場合もあります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のため介助者・同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、あるいはご参加をお断りさせていただきます場合があります。
- (4) お客様のお申出に基づき、当社がお申出されたものに關した特別な措置に要する費用は、お客様のご負担とさせていただきます。
- (5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。なお、これにかかわる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただ当社が手配旅行契約で別途料金をお支払いいただく条件でお受けする場合があります。
- (7) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (8) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または募集型企画旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合には、ご参加をお断りする場合があります。
- (9) 外国籍のお客様は別途の手続・手配等が必要となる場合がありますので、必ずお申込み時にお申出ください。
- (10) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められる場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関する脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為またはこれらに準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (12) お客様が、愚説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為を行った場合に準ずる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13) その他当社の業務上の都合により、ご参加をお断りする場合があります。

## 5. 契約の成立

- (1) 旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (2) 契約書面（パンフレット、旅行条件書、申込書控え等）と最終日程表（集合時間・場所・運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載したものの）をお渡しします。第2項(2)の郵便およびファクシミリその他の通信手段によるお申込みの場合、旅行契約は申込金のお支払い後、当社がお客様との旅行契約の締結を承諾する通知を出したときに成立いたします。
- (3) 最終旅行日程表は旅行開始日の前日までに交付いたします。当社は、旅行開始日の7日前までにお渡しできるよう努力しますが、ピーク時等においては遅れる場合があります。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に旅行契約のお申込みがなされた場合は、旅行開始日当日に最終日程表を交付する場合があります。

## 6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行契約成立後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に旅行代金全額をお支払いいただきます。また21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、お申込み時点または旅行開始日

前の当社が指定する期日までにお支払いいただけます。

## 7. お支払い対象旅行代金

お支払い対象旅行代金とは、パンフレット等の旅行代金に追加代金を加え、割引代金を差し引いた金額をいいます。この合計金額は「申込金」、「取消料」、「違約金」、「変更補償金」を算出する際の基準となります。

## 8. 旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空機、船舶、鉄道等利用運送機関の運賃・料金（燃油サーチャージ等を含むみません。パンフレット等で総額表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く）また、パンフレット内でファーストクラス、ビジネスクラスと明示されていない場合は、エコノミークラス、鉄道は普通車を利用します。
  - (2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金（空港・駅・港と宿泊場所、旅行日程にお客様負担と表記してある場合を除きます）
  - (3) 旅行日程に明示した観光料金（バス料金等・ガイド料金・入場料等）
  - (4) 旅行日程に明示した宿泊料金およびサービス料金（パンフレット等に別途の記載がない限り2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）
  - (5) 旅行日程に明示した食料料金（機内食は除外）および税・サービス料金
  - (6) 添乗員同行コースの添乗員の同行費用
- ※上記諸費用は、お客様の都合により一部利用されなくとも払い戻しいたしません。

## 9. 旅行代金に含まれないもの

- 第8項のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示します。
- (1) 超過手荷物料金（各運送機関で定めた重量・容量・個数を超える分について）
  - (2) クリーニング代、電話代、チップ、その他追加料等個人的諸経費およびそれに伴う税・サービス料
  - (3) 傷害、疾病に関する医療費
  - (4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代・紙証料金・査読料・予防接種料金・渡航手続代行に対する旅行業務取扱料金等）
  - (5) 日本国内における自宅から発着空港等集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了日当日等の宿泊費
  - (6) 手荷物の運搬料金お1人様スーツケース1個の手荷物運搬料金（お1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や運搬方法によって異なりますので詳しくは担当者にお問い合わせください）手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に委託手続きを代行するものです。
  - (7) 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の各国空港税・出入国税などの空港諸税
  - (8) オプションツアー（別途料金の小旅行）の料金
  - (9) その他「パンフレット」等内で「○料金」と称するもの
  - (10) 運送機関の課す付加運賃・料金（燃油サーチャージ）
  - (11) 宿泊機関が課す諸税

## 10. 追加代金および割引代金

- (1) 第7項以外の「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ旅行代金に含めて表示した場合を除きます）
  - ア 1人部屋を使用される場合の追加代金
  - イ ホテルまたは部屋タイプのグレードアップのための追加代金
  - ウ「食事なし」コース等を基本とする「食事付き」コース等との差額代金
  - エ ホテルの宿泊延長のための追加代金
  - オ 航空会社指定をした場合の追加代金
  - カ 航空座席のクラス変更に要する運賃差額
  - キ その他「パンフレット」等で「○追加代金」と称するもの。
- (2) 第7項以外の「割引代金」は、以下の代金をいいます。パンフレット等で「○割引代金」と称するもの。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合を除きます）

## 11. お客様が発出までに実施する事項

- (1) ご旅行に要する旅券の取得および残存有効期限の確認・査読・再入国許可および各種証明書取得および出入国手続書類の作成等はお客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社は所定の料金をお受け、別途契約として渡航手続きの一部または全部の代行を行います。この場合、当社はお客様ご自身に起因する事由により旅行・査読等の取得ができなくなつてもその責任を負いません。なお、当社以外旅行業者による渡航手続きを依頼された場合は、渡航手続きの業務にかかわる契約の当事者当該旅行業者となります。
- (2) 渡航先の衛生状況については厚生労働省「検疫感染症情報」ホームページ（<http://www.forth.go.jp/>）をご確認ください。
- (3) 渡航先（国または地域）によっては外務省「海外危険情報」等、国・地域の際に関する情報が出力されている場合がありますので、お申込みの際、予約担当者にお問い合わせください。外務省「外務省海外安全ホームページ」(<http://www.pubanzen.mofa.go.jp/>)「外務省海外安全相談センター」:03-5501-8162でもご確認ください。

## 12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画にらよない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためにかかわる費用は、お客様にあらかじめ通知するに当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して旅行日程・旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 13. 旅行代金の額の変更

- 当社は旅行契約締結後は、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。
- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
  - (2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
  - (3) 第12項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加したときは、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足（オーバーブック）による変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します。
  - (4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用業者により旅行代金が異なる旨をパンフレットに記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任に帰すべき事由によらず当該利用業者が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 14. お客様の交替

- (1) お客様は、当社の承諾を得た場合に限って、旅行契約上の地位を、お客様が指定した第三者に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に記入の上、1人あたり1万円の手続き料をお支払いいただきます。ただし、当社は、業務上の都合により、お客様の交替をお断りする場合があります。
- (2) 旅行契約上の地位の譲渡は、当社が承諾しかつ手数料を受理したときに効力を生ずるものとし、以後、旅行契約上の地位を譲りつけた第三者がお客様から旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。

## 15. 旅行契約の解除・払い戻し

### (1) 旅行開始前

- ①お客様が解除権  
ア お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申出は、お申込みの営業所の営業時間内でお受けいたします。（お申出の期日より取消料の額に差が生じることもありまますので、お申込みの営業所の営業日、営業時間、連絡先等はお客様自身でも必ずご確認ください）  
イ 旅券・査読その他渡航手続き上の事由および各種ローンの取扱手続きによる旅行契約解除の場合も上記の取消料の対象となります。  
ウ お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除できます。
  - a 第12項に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項（旅程保証）別表左側に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限り。
  - b 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
  - c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - d 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡しできなかつたとき。
  - e 当社の責に帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行が不可能になったとき。
- エ 当社は本項(1)①ア、イにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金（申込金）から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金で賄えないときは、その差額を申受けます。

### ○取消料

旅行契約の取消日	(注1) 特定日に開始する旅行	特定日以外に開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって 40日前以降～31日前以前	旅行代金の10%	無料
30日前以降～3日前以前	旅行代金の20%	
2日前(前々日)～当日の旅行開始前	旅行代金の50%	
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%	

- (注1) 特定日: 4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7  
○日本発着時に船舶を利用する旅行、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行でクルーズ約款を適用する旅の記載のあるコースは、当該旅行パンフレットに記載の取消料によります。

### ○貸切航空機（チャーター機）利用等の取消料

旅行契約の取消日 (旅行開始日の前日から起算して)	取 消 料
60日前以降～31日前以前	旅行代金の20%
30日前以降～21日前以前	旅行代金の50%
20日前以降～4日前以前	旅行代金の80%
3日前以降	旅行代金の100%

### ②当社の解除権

- ア お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われなかつたときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)①アに規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- イ 次の項目に該当する場合は、当社はお客様に理由を説明して旅行契約を解除することができます。
  - a お客様がご都合によりあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
  - b お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
  - c お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
  - d お客様が、契約内容に關し合理的な範囲を超え負担を求めたとき。
  - e お客様の人数がパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は、4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7に旅行開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日前に当たる日より前に、また同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始の前日から起算してさかのぼって23日前に当たる日より前に旅行の中止の通知を行います。
  - f スキーを目的とする旅行において降雪量不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。
  - g 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
  - h お客様が第4項10号から12号までのいずれかに該当する事が判明した場合。

ウ 当社は本項(1)①アにより旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払い戻しいたします。

### (2) 旅行開始後

#### ①お客様が解除・払い戻し

- ア お客様のご都合により旅行契約を解除または一時離脱された場合は、お客様が旅行放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
- イ お客様の責に帰さない事由により契約書面に記載した旅行サービスの提供を受けられなくなった場合には、お客様は、当該不可能になった旅行サービス提供にかかわる部分の契約を、取消料を支払うことなく一部解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になつた当該旅行サービスの提供にかかわる部分に相当する代金をお客様に払い戻しいたします。ただし、当方に帰すべき事由によらない場合において、お客様が、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払ひ、またはこれから支払ひなければならない費用に係る金額を差し引いたものを払い戻しいたします。

#### ②当社の解除・払い戻し

- ア お客様がご都合により、旅行契約の全部または一部を解除することができます。
  - a お客様が病氣、あるいは必要な介助者の不在等その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
  - b お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員、現地係員その他の者による当社の指示に従わないとき、またこれらの者または他の旅行者に対する暴行または侮辱等により、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
  - c 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合であつて旅行の継続が不可能になったとき。

- d お客様が第4項10号から12号までのいずれかに該当する事が判明した場合。
- イ 解除の効果および払い戻し事項「(2)②ア」に記載した事由でお客様または当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、または支払われなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合、当社が旅行代金のうち、お客様がまだその提供を受けていない旅行サービスにかかわる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払ひまたはこれと支払ひを充当し取消料、違約料その他の項目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ウ 本項「(2)②ア」のa. c.により当社が旅行契約を解除したときは、お客様が求めに応じてお客様の負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- エ 当社が本項「(2)②ア」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客さまとの間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

#### (3) 旅行代金の払い戻しの期間

- 当社は、第13項(旅行代金の額の変更)の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合、お客様もしくは当社が当該旅行契約を払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては、解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払い戻しいたします。
- (4) 本項(3)の規程は、第19項(当社の責任)または第20項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

## 16. 旅程管理

当社は、旅行の安全かつ円滑な実施を確保することに努力し、お客様に対し次に掲げる業務を行います。ただし、当社がお客様とこれと異なる特約を結んだ場合、この限りではありません。

- お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約にしたがった旅行サービスを提供を確実に受けるために必要な措置を講じます。
- 本項(1)の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかかわるものとなるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。
- 保護措置  
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、費用が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

## 17. 当社の指示

お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 18. 添乗員

- 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 添乗員同行する旅行においては添乗員が、添乗員が同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- 添乗員の業務は原則として、8時から20時までといたします。添乗員は旅程管理に全力を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、労働基準法などの定めから勤務中、一定の休憩時間を適宜取得させることが必要である、お客様各位のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

## 19. 当社の責任

- 当社は旅行契約の履行にあたって、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです)
- 手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に代わって手配をする者(現地手配会社)をいいます。
- 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意・過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- 当社としては、海外旅行保険のご加入を強くお勧めします。お客様が次に例示するよう当社または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、損害を被られた場合は、当社は本項(1)の責任を負いません。

ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

ウ 官公署の命令、外国の入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行内容の変更、旅行の中止

エ 自由行動中の事故

オ 食中毒

カ 盗難・詐欺等の犯罪行為

キ 運送・宿泊機関等の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による障害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。

ケ その他、当社の関与し得ない事由
- 手荷物について生じた本項(1)の障害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して申告があった場合に限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者に故意または重大な過失がある場合を除きます)

## 20. お客様の責任

- お客様が、故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被った場合は、当社がお客さまから損害の賠償を申し受けます。
- お客様は当社と旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- お客様は、旅行開始後においてパンフレット記載の旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認識されたときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申告しなければなりません。

## 21. 特別補償

- 当社は第19項(当社の責任)が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規定

- により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故によって身体に障害を被ったときに、お客様またはその法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害賠償金を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他当社約款特別補償規定第18条2項に定める品目については補償いたしません。\*事故以外の傷害治療費用、病気による死亡・治療費用、賠償責任、救護者費用等には一切適用されません。
- お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病その他の、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスクイダイビング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機(モーターグライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャンププレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運動が旅行日程に含まれていないときは、この限りではありません。
  - 当社が第19項(当社の責任)を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
  - 当社はお客様のために応じて本旅行の日程から離れて行動するための手配を要することがありますが、この場合、当該別行動の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用はありません。
  - 当社が、本項(1)に基づく補償支払義務と前項による損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

## 22. オプションツアーまたは情報提供

- 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションツアーの第1項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。当社企画実施のオプションツアーはパンフレット等で明示します。
- オプションツアーの企画者が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合には、当社は当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第1項(特別補償)で規定する損害に対しては、当社は同項の規定に基づき損害賠償金を支払います。ただし、当該オプションツアーの履行にかかわる企画者の責任およびお客様の責任は、すべて当該オプションツアーが進行される現地法人および当該企画者の定めによります。
- 本項では、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等に参加した場合、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に記載したお客様に発生した損害に対しては、当社は第21項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 23. 旅程保証

- 当社は、表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の②を除き旅行代金の支払右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払ひいたします)ただし、当該変更事項について当社に第19項(当社の責任)が発生することが明らかでない場合は、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部または一部として支払ひます。
  - ①次に掲げる事由による変更の場合は、変更補償金を支払ひません。(ただし、旅行サービスの提供が行われていないにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(オーバーブック)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払ひます)
  - ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候・天災地変
  - イ 戦乱
  - ウ 暴動
  - エ 官公署の命令
  - オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
  - カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によるない運送サービスの提供
- キ 旅行参加者の生命または身体の安全確保のために必要な措置
- ②第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分にかかわる変更の場合、当社が変更補償金を支払ひません。

- 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとりで旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。変更補償金の額が1,000円未満である時は支払ひしません。
- 当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払ひた後に、当該変更について、当社に第19項(当社の責任)が発生することが明らかでない場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺しその残額を支払ひます。
- 当社は、お客様が同意された場合、同等価値以上の物品・旅行サービスの提供をもって、金銭による変更補償金の支払ひにかえさせていただきますことがあります。

## ○変更補償金

変更補償金の支払が必要となる変更	1件あたりの率(%)	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0	
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0	
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の合計額が契約書面に記載した等級及び施設のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0	
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0	
5. 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地又は航空又は旅行終了地たる空港の異なるへの変更	1.0	2.0	
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便の変更	1.0	2.0	
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0	
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0	
9. 前号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0	

- 注1 [旅行開始前]とは、当該変更によって旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合、「旅行開始日」とは、当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2 最終日程表が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「最終日程表」と読み替えた上で、これを適用します。この場合において、契約書面の記載内容と最終日程表の記載内容との間又は最終日程表の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間が生じたときは、それらの変更については一切として取り扱いません。
- 注3 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一度につき一件として取り扱います。
- 注4 第9号に掲げる運送機関の会社名変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5 第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が一乗船変更は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗船変更又は一泊につき一件として取り扱います。
- 注6 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までの率を適用せず、第9号によります。

## 24. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件の基準期日と旅行代金の基準期日については、パンフレット等に明示した日となります。

## 25. 個人情報保護に関する事項

### 個人情報保護方針

株式会社ニトリパブリックは、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づき個人情報の保護に努めます。個人情報取扱について

- 個人情報の取得について  
当社は、適法かつ公正な手段によって、個人情報を取得致します。
- 個人情報の利用について

当社は、個人情報を、取得の際に示した利用目的の範囲で、業務の遂行上必要な限りにおいて、利用します。

当社は、個人情報第三者との間で共同利用し、または、個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳正な調査をおこなったうえ、秘密を保持するために、適正な監督を行います。

### 3.個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供しません。

### 4.個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理致します。当社は、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じます。

当社は、個人情報を持ち出し、外部へ送信する等により漏えいさせません。

5.個人情報の開示・訂正・利用停止・消去について  
当社は、本人が自己の個人情報について、開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを確認し、これらの要求がある場合には、異議なく速やかに対応します。

なお、当社の個人情報の取り扱いにつきましてご意見、ご質問がございましたら、当社個人情報相談窓口当社総務経理部までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

### 【個人情報お問い合わせ窓口】

株式会社ニトリパブリック お客様相談窓口

【札幌本店】 011-717-5020 平日9:30~18:30(土・日・祝日は休業)  
【東京本店】 03-3903-7070 平日9:30~18:30(土・日・祝日は休業)

## 26. 通信契約の旅行条件

- 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、所定の広票への会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けるときを条件に、お客様から電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申込みを受けて旅行契約(以下「通信契約」といいます)を締結することがあります。通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いが異なりますので、以下に異なる点の概要をご案内いたします。
  - (1) 本項では、「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻債務を履行するべき日とします。
  - (2) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、e-mail、ファクシミリ等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
  - (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の広票への会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や契約解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等の額をお客様に通知した日とします。ただし、第15項により当社が旅行契約を解除したときは、当社が定める期日および方法により当該費用等をお支払いいたします。
- 当社は、お客様の有するクレジットカードが無効であった場合は無効となり、お客様が旅行代金・取消料等の一部または全部を提携会社のカードにより決済できないときは、旅行契約の締結をお断りまたは旅行契約を解除することがあります。

## 27. 旅行代金の返金に関するご注意

当社では、お客様の都合による取消しの場合、および返金が生じた場合返金に伴う取扱手数料は、お客様の負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振り込みとさせていただきます。

## 28. 空港諸税・燃油サーチャージについて

- 旅行代金には、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合を除く)空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の場合は、当該時点における当社発売レートにて再度空港諸税・燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等で総額表示として旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収および返金はいたしません)
- 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申請させていただきます。

## 29. お申込みの氏名(スペル)の変更及び訂正について

お申込みの際および申込書への記入において氏名(スペル)はお客様に使用される(スポート)に記載されている通りご記入ください。お客様の氏名(スペル)を誤ってお申込みされた場合、航空券の再発券、関係する機関への氏名訂正が必要になり、所定の取消料がかかります。また運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合がございます。

## 30. 海外危険情報について

ご旅行のお申込み時、ご旅行目的地に「渡航の是非を検討してください」以上が発表された場合、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を履行いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

## 31. その他

### (1) 海外旅行保険

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けるとは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

### (2) お買い物案内

お客様の便宜をはかるため、観光中、送迎中に土産店にご案内することがありますが、お客様自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品の手お支払いいたしませんので、トラブルが生じないように商品の確認およびシートの取り扱いなどを必ず行ってください。免税払い戻しがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご用意ください。その手続きは、土産店・空港で手続き方法をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。フットン条約又は諸法令により外国からの持ち出し及び日本へ持ち込みが禁止されている品物がございましたら、ご購入には十分ご注意ください。

### (3) マレーゼサービス

航空会社のマレーゼサービスに関するお問い合わせ登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社は第19項(1)ならびに第23項(1)の責任を負いません。

### (4) 事故等のお申出

旅行中に、事故など生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

- 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港(国内線の特別料金設定のあるコースで当社が承諾し国内部分を全て募集型企画旅行契約が成立しているもの)については、国内線の出発空港)を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。
- 当社ははいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。